

令和 7 年 第 1 回

伊根町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 19 日（第 3 号）

伊 根 町 議 会

令和7年 第1回 (定例会)

伊根町議会 会議録 (第3号)

招集年月日	令和7年 3月19日 水曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和7年 3月19日 9時30分			議長	佐戸仁志	
	散会	令和7年 3月19日 10時45分			議長	佐戸仁志	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上辻 亨	○	6	大谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和田義清	○	
	3	松山義宗	○	8	濱野茂樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐戸仁志	○	
	5	山根朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	住民生活課長	森田連三	○	
	副町長	上山富夫	○	保健福祉課長	石野靖	○	
	教育長	岩佐好正	○	地域整備課長	橋本利将	○	
	総務課長	鍵良平	○	教育次長	増井和彦	○	
	企画観光課長	千賀和孝	○	会計管理者	中川雅貴	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	嘱託職員	井上康子	○	
会議録 署名議員	1番	上辻 亨		5番	山根 朝子		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和7年3月19日(水)
午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 分校跡地商業施設の出店運営について 大谷 功
- 男女共同参画社会の実現とジェンダー平等への取り組みについて 山根 朝子
- 太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて 上辻 亨

日程第 3 議案第 9号 令和7年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第10号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第11号 令和7年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 6 議案第12号 令和7年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第13号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 8 議案第14号 令和7年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議案第15号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計予算

日程第10 議案第16号 令和7年度伊根町下水道事業会計予算

日程第11 行政報告

日程第12 発議第 1号 伊根町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

日程第13 議員派遣

日程第14 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 分校跡地商業施設の出店運営について 大谷 功
- 男女共同参画社会の実現とジェンダー平等への取り組みについて 山根 朝子
- 太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて 上辻 亨

日程第 3 議案第 9 号 令和 7 年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 10 号 令和 7 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 11 号 令和 7 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 6 議案第 12 号 令和 7 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 13 号 令和 7 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 8 議案第 14 号 令和 7 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議案第 15 号 令和 7 年度伊根町簡易水道事業会計予算

日程第 10 議案第 16 号 令和 7 年度伊根町下水道事業会計予算

日程第 11 行政報告

日程第 12 発議第 1 号 伊根町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

日程第 13 議員派遣

日程第 14 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和7年3月19日(水)
午 前 9時30分 開議

◎ 開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

1番、上 辻 議員

5番、山 根 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(佐戸仁志君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、分校跡地商業施設の出店運営についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。
6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

宮津高校伊根分校跡地にドラッグストア建設の準備が着々と進み、令和8年の供用開始が待ち望まれています。

令和6年1月に、伊根町とゴダイ株式会社との連携と協力に関する基本協定が結ばれ、出店運営に関すること及び地域活性化等に関することについて、その2条において8項目の連携協力について規定をされました。

買い物支援に関すること、高齢者・障害者支援に関すること、少子化対策・子育て支援に関すること、健康増進・食育に関すること、地域の安全・安心に関すること、地域防災に関すること、その他地域の活性化及び町民サービスの向上に関することなど非常に幅広い内容となっています。

町長の今議会施政方針演説でも、「この協定を最大限生かし新しい景色を見るもよし、同じ景色の中に新しい何かを見つけるもよし、とにもかくにも新しい生き方につながる先進的かつ魅力的な少数社会の構築、明るく豊かで潤いのある伊根町を目指したく思う」と抱負を述べられました。

私もその思いではありますが、それでは今後この条項についてどのような方法で運用をされるのか、具体化に向けた取組の方法が問われてきます。悲観的な見方をするわけではありませんが、10年以上の店舗経営の契約ですが、経営のことですから10年たてばどうなるか想像に難いものがあります。我々も買い支えるという決意も必要でしょうし、お互い支え合うことも非常に大事だと考えています。

伊根町で出店してもらえるだけでもありがたい話なのですが、ほかの自治体でもまだ多くはないような非常にすばらしい協定書がセットされています。例えば、出品内容についても地元の製品の活用方法や調剤薬局機能を持つとのことから、伊根町のような高齢化率の高い地域の調剤薬局の在り方、利用しやすい店舗配置などについて早い段階から協議をして内容の具体化を町民に示すことが必要であろうかと考えています。

協定書の運用方法について町長の考えを伺います。

○議長(佐戸仁志君) 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 改めまして皆さん、おはようございます。

それでは、大谷議員さんからのご質問にありました、分校跡地活用商業施設の出店運営についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ゴダイドラッグの出店については、連携と協力に関する基本協定に基づき、現在、敷地造成工事を行っており、令和7年度には店舗の建設、令和8年4月のオープンに向け、伊根町もゴダイ株式会社もそれぞれの準備を進めているところでございます。計画に遅れはないものと把握をしております。

協定では、伊根町における地域の活性化と町民サービスの向上に資するため、8つの項目で連携と協力を行うとしているものでございます。議員からは今後どのような方法で運用するのかという質問をいただいております。

連携項目の1つ目、ゴダイドラッグの出店、運営に関することは、これは言うまでもなく現在進めている、店舗の整備、運営でございます。

2つ目から7つ目の6項目は、買い物支援、高齢者・障害者支援、少子化対策・子育て支援、健康増進及び食育、地域の安全・安心、地域防災と多岐にわたるもので、さらに8つ目は、その他、地域の活性化及び町民サービスの向上ということで、伊根町が抱える課題解決のため、様々な連携と協力を行っていきましようという、ある意味理念をうたっているものでございます。

ゴダイが他の自治体と締結している協定を基に、いろいろな分野で伊根町の活性化に資することに共に協力しましょうというものであり、今現在、何か具体的な計画があるのかなとか、そういうものではございません。実際に、店舗の整備以外、具体的に動いている事項はなく、双方とも今は店舗の整備に向けて全力を注いでいるという現状でございます。

最近でございますけれども、ゴダイさんのほうからも我々に対して、町民さんはどういうことを望まれているのかな、どういうことをさせていただいたらいいのかなと、そういうご質問をいただいております。そういうことについて、これからしっかりと協議を進めていきたいなと思うところでございます。

ただ、ゴダイさんと協議は未だできておりませんが、その前提でお話をさせていただきますと、例えば、地域防災に関する事項では、国道178号の被災等で伊根町が孤立してしまった場合に、ゴダイの商品を備蓄品として提供いただくことはできないか、また、買い物支援の項目では、ゴダイ伊根店への送客にいねタクをどのように活用するか、また、現在行っております買い物支援バスはどうするのかなどなど想定している事項、検討すべき事項は、何点かございます。

また、この協定は相互にということでございますので、ゴダイに何かしてもらっただけでなく、ゴダイの運営がうまくいくよう、伊根町として協力していくことも含まれております。

今、ゴダイさんから一番協力を求められているのは人材確保でございます。これまで数回にわたり、いねばんを通じてゴダイの従業員募集の広告を出し、募集ポスターの掲出などもさせてもらっておりますが、今後も引き続き伊根町としてできる支援は行っていくつもりでございます。

次に店舗の内容についてでございますが、調剤薬局が併設されます。また、診療所は令和8年に伊根診に統合し、併せて院外処方に移行します。

よって、ゴダイ伊根店と電子処方箋による連携を行う計画でございます。診察終了と同時にゴダイに処方箋の情報を送信し、ゴダイはそれを受けて調剤を進め、移動している間に完了して薬を受け取る、そんなイメージでございます。また、その間に併せて買い物をしていただき帰宅をする。その帰宅にはいねタクを使ってというようなことを模索しておるところでございます。そのほかにも、総菜製造スペース、水産加工品の製造スペースを設けられる計画とお聞きしております。

議員、ゴダイの峰山店に行かれたことはありますか。私も最近何度か行かせていただいておりますが、従来のドラッグストアの品ぞろえに加えて、総菜やその他加工品などとても充実しております。規模は異なりますが、イメージとしてはあの店舗を考えられておられるようでございます。ただし、全てをゴダイが直営で運営しているものではなく、業務委託、テナント出店もあると伺っております。

伊根店で実際に出店者があるかどうかは定かではございませんが、地域の産品をそのまま売ったり、加工してから売るなど、集客と地域振興のために様々な計画をお持ちであるようでございます。

ので、町としてもできる協力をしていきたいと考えております。

また、ふるさと納税に資する商品開発も大変期待をするところでございます。

議員からは、いま一つ、調剤薬局の在り方、利用しやすい店舗配置などの協議を行うのかとの質問をいただいておりますが、そこはそれ、その道のプロにお任せするのが一番であろうと思っております。ゴダイは、これまで培ったノウハウや経験などを基に、最適な配置計画をされると思っております。そこに我々素人が口を挟む余地はないのかなと思っております。

改善点、もっとこうした方がいいのではないかと、そういったことは多分また出てくるかもしれませんが、そういったものは運営を進める中、一つ一つ対応していきたく思います。今の時点ですぐ言えるものではございません。

伊根町、ゴダイ、双方がお互いに連携・協力して事業を進めていくことは重要でございますが、住民の皆さんにもお願いしたいことがございます。この店舗を町を挙げてみんなで利用しましょう、これでございます。

もうかる場所への出店はどの事業者もやりたいでしょう、頼まなくても自らの資本を投下して行きます。伊根町はそういう場所ではございません。用地も無償提供します。店舗の整備費用も負担します。固定資産税も減免。ありとあらゆる支援を行う条件で、やっとならぬ出店にこぎ着けたものでございます。そうすることが、住民の皆さんの要望であり、住民の皆さんの生活や暮らしを支えることにつながると心得るところでございます。

協定では、議員おっしゃっておられました整備完了後10年以上の店舗運営を行うとなっております。つまり、10年は維持してもらえますが、その先は10年間の実績で判断されるということでございます。10年後のことがどうなっておるか分かりませんが、10年後も引き続き継続して運営してもらうことが最良であると考えます。

よって今後、なぜゴダイだけを特別扱いするのかというような施策も立案することもあるかもしれませんが、その際は、議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

公共交通では、「乗って残そう公共交通」を合言葉にしております。

この事業も「買って残そう伊根町のゴダイ」、ちょっとあまりゴロがよくないですけども、こういったものを合言葉にしたいと思います。

ゴダイが継続して運営いただけるよう、住民の皆さんの積極的なご利用のほどお願い申し上げますとともに、議員各位の伊根町の未来を見据えたご支援、ご協力、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

運営協議会的なものは設けずに、その都度協議を行うという考え方でよろしいのかと思いますが、どちらにしても密に連絡を取り合って、利用しやすい施設にさせていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、男女共同参画社会の実現とジェンダー平等への取組についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） おはようございます。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

男女共同参画社会、これは性別に関係なく一人一人が尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、自分らしく活躍しながら生きられる社会を言います。

1999年に男女共同参画社会基本法が施行され20年以上たちますが、2024年の日本のジェンダーギャップ指数は146か国中118位と低迷を続けています。固定的な役割分業意識による活動の制限や、方針決定の場への機会の不平等さ、男女にとらわれない性の多様性の無理解など、解決されなければならない課題が多く残されているのが現状です。

ジェンダーギャップ指数は、経済、教育、健康、政治の4分野で評価されますが、日本の場合は

経済と政治の分野で特に低い数値となっており、改善が求められる分野であると言えます。そして、人権やジェンダーに関する国民の意識が高まる中で、自治体においてもジェンダー意識の変革とその取組が求められると考えます。

ジェンダー意識とは、社会的につくられる性別に関する意識を言い、性別による差別や偏見、固定的役割分担などについての意識を指します。分かりやすい例で言えば、男は仕事、女は家庭や、男性は主要業務、女性は補助的業務などの性別役割分担意識や、女の子はピンク、男の子は青といった性別のイメージを抱くことなどでしょうか。

ジェンダー意識を変えていく取組は、偏見や固定観念に向き合い、社会制度や仕組みを整備することにもつながると言われています。

さて、その一つとして対応を考えたいのが、婚姻届けの記入例についての問題です。選択的夫婦別姓の実現に取り組む民間団体が、ジェンダーの視点から婚姻届の記入例について47都道府県526自治体を調べたところ、「婚姻後の夫婦の氏」の欄で、夫の姓の選択にチェックしているのが約9割に上っていたと言います。団体は、無意識の偏見の影響があるのではと見ています。

どちらの氏を選んでもよいはずなのに、記入例に夫の氏をチェックするようになってきているのは無意識にそれへの誘導がなされているのではないかと懸念を示しています。そしてこの調査後に、記入を見直した自治体もあったということです。

日本は、世界で唯一婚姻後に夫婦が同じ姓を選ぶことが義務づけられている国です。

内閣府によると、2022年に婚姻届けを出した夫婦の約95%が夫の姓を選択しているとのこと。婚姻届けにどちらの姓を選択するかチェックを入れる欄は、法務省によると記入例は各自自治体に任せていると言います。

伊根町の婚姻届けの記入例でも、どちらの姓を選ぶかの記入例は、男性の氏の欄にチェックが入られています。改善の方向で対応するべきではないかと思えます。

また、承認欄の氏名も男性を想起させる記載例となっているところが多いようですが、伊根町ではどうなっているでしょうか。今後、見直していくほうがいいのではないかなと思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

次の質問に移ります。

性的少数者のカップルを公的に認めるパートナーシップ制度の導入については、府内の自治体で与謝野町が10例目、府北部では福知山市と綾部市が導入しています。昨年の人権問題研修会では、性的少数者の方の体験談を基に講演がされ、多様性の社会への気づきになるなど、意義ある取組がなされたと思います。性的少数者の方々の人権と幸せ追求権の保障としての制度の整備は早期に取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。

役場内でも男性職員の育児休暇の取得がされ、また、広報伊根ではお子様の誕生のお祝い欄の保護者氏名がお父さんだけでなく、父母の2名の記入になっていることなどはジェンダー意識の視点から評価したいと思います。しかし、女性管理職の登用の面では、まだまだ努力が必要ではないかと思えます。

ある自治体では、昇任試験を受けるに当たってアンケートを取ったところ、女性の場合、仕事と家庭の両立ができるか不安という回答が最も多く、日頃から仕事と家事の両立に困難さを抱えている女性職員は9割近く、男性職員の6割弱に比べ女性の家事、育児の負担が大きいのではないかとまとめていました。

また、各人の条件や環境などを配慮しなければならない面もいろいろあると思いますが、女性職員がスキルアップできる環境を整え、男性の家庭への参画を進め、子育てや教育に男性も積極的に参加していく環境づくり、そして、ノー残業デーをつくるなど働き方の改革を行い、女性の管理職登用を積極的に行うべきだと考えるけれどもいかがでしょうか。

また、男女ともに仕事も家庭も大事にしていく働き方改革をどのように進めていこうとされているのかをお聞きしたいと思います。

また、民間の会社では上司が男性だと、生理休暇の申請がしにくいという報告もあります。役場女性職員の生理休暇取得は何%でしょうか。また、取得は部署によって違いがないのかについても

お聞かせ願います。

最後に、町民への男女共同参画、ジェンダー平等への啓発活動についてお聞きします。

先ほど述べた人権問題研修会をはじめ、いろいろと取り組まれていると思います。しかし、地域の慣習、昔からこうだったからという無意識のジェンダー意識による考え方や行動を見直すことが求められている、そういう時代になってきていると思います。

町民へのジェンダー意識の改革を進めるために、地域、団体へどのように働きかけていくのか、町長の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問に順次お答えをしたいと思います。

1つ目、婚姻届の記入例についてでございます。

これは議員ご指摘のように、当町でも名のる姓は夫の氏にチェックが入っております。証人欄も男性名としております。しかしながら特に意図はございません。記入する方が混乱しないよう、あくまでも一般的と思われる記載にしているだけで、書き入れる方の自由であるというのが記入例でございます。

また、いろいろと議員ご心配されますけれども、婚姻届を出しに来られる場合、どちらの姓を名のるかは前もって決められておると思います。その場で、記入例を見て左右される方はいないと思います。

しかしながら、その点を無意識の誘導と懸念をされておられますので、こんなものは単なる記入例でございます。質問をいただいたその日に、名のる姓は女性にチェック、証人欄も、先に目に留まるであろう左側、用紙の中央側に女性を想起いただけるであろう名前に変更させていただきました。そのように対応させていただきました。

ただし、この記入例、窓口でどう書けばよいのかというお申出をいただいた場合のみ、お渡しをしております。

2つ目、性的少数者のカップルを公的に認めるパートナーシップ制度の導入についてでございます。

全国の自治体に広がっており、制度導入された自治体で、全人口のカバー率は50%を超えたとのことでございます。近隣では、与謝野町が昨年末の12月25日に制度化をされました。

法律上の効果を生じさせるものではありませんが、当事者の思いを尊重し応援するもので、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が社会的に広がり、当事者の困り事や生きづらさの解消、社会参加の促進のために取り組まれたとのことでございます。

与謝野町のこの制度、始まって3か月も経っていませんので何とも申せませんが、まだお申込みは1件もないようでございます。そのようにお聞きをしております。要因は、やはり田舎でございますね。小さな自治体でありますので、なかなかカミングアウトすることの難しさも現実にはあるのではないかと、そのように思うところでございます。

当町でも制度化することは、さして難しくはございませんが、現時点に至るまで、そういったご意見ご要望、そういったものを伺ったことがなかったというのが正直なところでございます。実際に望まれている方がおられるのであれば、日を空けずして制度化することは可能であります。まずは他の自治体の事例を研究したく思います。

3つ目の女性管理職登用を進めるためのスキルアップということでございますが、職員のスキルアップという点で申し上げるなら性別に関わりなく計画的にスキルアップしていくことが必要でございます。そのための人材育成プログラムは既に職員に対して実施をしております。

そういう中、京都府市町村振興協会で行っております、府内市町村の共同研修プログラムには「中堅女性職員のキャリアデザイン・スキルアップ」というものがございます。

また、令和6年度から始まった女性職員が圧倒的に多い保育園の職員に向けた「保育士スキルアップ」、令和7年度から実施予定であります「保育園管理職研修」、これらの研修プログラムは伊根町の発信で実施が実現したものでございます。

振興協会で開催される研修は、府内市町村での共通課題に対応するものになります。一方で市町

村ごとに人材育成課題は異なる部分もございます。そのため、本町では令和6年度から主任に昇格した職員に対し主任研修を開始しております。

その中では、組織の中での自分の役割の認識やキャリアプランを持って自己の能力開発をする意識づけといった管理監督職層に向かう立場や、ステップアップを意識させる研修プログラムを実施しております。直接実施することで、伊根町役場という組織の持つ特性や、伊根町の地域性、職員の年齢構成、今抱えている行政課題といった伊根町が独自に考えていかなければならない人材育成課題に対応するものとして取り組み始めたものでございます。

男性職員の家庭への参画を進める環境づくり、働き方の見直しについては、政府の進める働き方改革に関連して制度化した時差出勤制度がでございます。

この制度は平成29年に既に制定していた、夏季の早出勤務制度を拡大したものでございます。勤務時間の開始を業務に支障のない範囲で1時間単位で早める、遅らせるなど、勤務時間の割り振りの特例を活用した制度で、総務省の進める公務員の働き方改革の具体策に応じたものでございます。

時差出勤による勤務前及び勤務後に何をしているのかは個人の時間でありますので調査することはできませんが、早出勤務の男性職員が子供の保育園の迎えができるようになった、夕食準備を担当している、子供と遊ぶ時間が増えたなど、そういった声を聞いております。時差出勤制度が家事育児の分担のきっかけの一つになったものではないかと思うところでございます。

特別休暇の中に、男性育児参加、配偶者の出産、子の看護、家族の介護を対象としたものがございます。

過去5年間の数値になりますが、少数点以下を四捨五入いたしますと、男性育児参加の取得実績は、5名で19日。配偶者の出産の取得実績は、7名で13日。子の看護については、男性14名で127日。女性12名で142日。家族の介護については、男性5名で41日。女性2名、7日間。

また、育児休業条例に基づく育児休業についても、過去5年間に取得した職員は14名で、うち男性職員は3名でございます。男性職員3名のうち2名は1年間取得しております。

これらの休暇制度は職員それぞれのライフイベントの有無や家族構成などによって必要性が大きく異なり、取得もまちまちになります。そのため多いか少ないか十分かといった判断は簡単にはできませんが、状況としてはただ今申し上げましたとおりでございます。

生理休暇については、過去5年間で2名で0.9日となっております。%ではなかなか出せないのですが、こういった状況でございます。

4つ目、町民への啓発活動についてでございます。

性的少数者に限らず、悪意のある偏見や差別は当然許されるものではございません、悪意がなくとも無意識の差別や偏見を誰かに向けていないか、我々も立ち止まって考える機会がでございます。

毎年12月4日から10日までが、人権週間と定められておりますので、当町においては例年その人権週間の前後に、人権問題研修会を開催しております。この研修会は、どなたでもご参加いただくことができますが、おおむね学校の教員、民生委員さん、そのほかにはあまり参加はいただけていないのが現状でございます。

そういったこともあり、昨年12月の第4回定例会の冒頭、令和7年度に人権のまちづくり条例を制定するその旨を申し上げたものであります。

議員のおっしゃる男女共同参画も然り、その他、社会に存在するあらゆる差別の解消を目指すことについて、伊根町は条例を定め、住民の皆さんに周知し、共に取り組んでいきたく考えるものでございます。別に人権週間だけではなく、いろんな場所でいろんな啓蒙活動をさせていただいておりますが、ことこの条例をつくってみんなで明文化して、伊根町は積極的に取り組みますと差別の解消に向けてそういうふう積極的に進めていく所存でございます。

議員の皆様方におかれましても、町政の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（佐戸仁志君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

人権のまちづくり条例の制定というのも本当にうれしいなというふうに思いました。

もう一つすみません質問ですけれども、生理休暇なんですけど、2名で0.9日ということ、ということはほとんどの方が取られてないという認識でいいんですか。それはちょっと困りましたよねと思うんですけど、私は医療機関に勤めていましたが医療機関の場合、看護師さんとかそういうのでは勤務の中に生理休暇をはめ込んでしまって勤務繰りをしている、それともうかなと思うんですけど、やっぱり生理休暇、重い人や軽い人やいろいろあります。やっぱりちゃんと取るということは権利でもありますし、それは女性職員自体がその権利を執行するということの自覚というか、それを持っていただくということも大事なんですけど、管理者としても生理休暇をちゃんと取るようにという指導というか、そういうのも必要なと思います。

これが男性職員が上に立つものだから取りにくいというのがもしあるのでしたら、そこは改善の方向で皆さんちょっと考えていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員、何%かとおっしゃられましたけれども、2人合わせて0.9日。要するに時間単位で取られておったということでありまして、1日取っていないんですよ。そういうことになります。

私もあまりよく存じ上げないものでありますし、男というのは分かりますね。私も家内がおりますけれども、家内がそういうことに大変苦痛を抱いて、えらいわとか言われることが私もないもので、伊根町役場の女性職員の皆さんがどういう思いであるのか、一遍お聞かせいただいで対応してまいりたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

当町では人口減少、高齢化により農業従事者が減少し、耕作放棄地が増加しております。数年前から耕作放棄地を高い値段で買い取り、太陽光発電設備を設置する業者がおられます。

当町で現在、耕作放棄地に太陽光発電設備を設置された箇所、また、計画段階であるのはどれくらいあるのか、町で把握している限りでよいのでお教えてください。

また、当町に太陽光発電設備を設置された場合のメリット、またデメリットはあるのでしょうか。今後、人口減少している中山間地域において、当町も含め、他の市町村でも耕作放棄地を手放し、太陽光発電設備を設置されるようなことが増加するのではないかと考えます。

近年の激甚化する豪雨により太陽光発電施設で土砂災害等の事故が発生するなど、安全面への不安が高まっているほか、太陽光発電施設等と自然環境との共生及び太陽光発電施設等の廃止後に行う措置に対して社会的に関心が高まっております。

このような昨今、事業者と住民さんとのトラブル、近隣住民の安全、周辺の環境等への配慮、近隣住民への周知などを促すためのガイドラインが必要ではないかと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上について町長の答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて、お答えをいたします。

まず、さきに質問のありました耕作放棄地での太陽光発電の設置状況でございますが、これにつきましては、農地であれば農地法等による転用など申請手続きがなされますので、状況を把握することができます。しかしながら耕作放棄地については、令和2年度からの非農地判断の実施により耕作放棄された田畑の多くが農地から外れていますので、一般私有地と同様、太陽光発電施設の設置状況については把握できておりません。ただ、ある程度の情報は入っておりますので、分かる範囲でお答えさせていただきますと、私有地でありますので、個別具体的な箇所はここでは伏せますが、筒川地内において1か所の設置と1か所の計画段階の箇所がございます。その点は把握させていただきます。

また、太陽光発電施設の設置によるメリット、デメリットについてでございますが、メリットで言えば、売電による収益、電気代の節約、蓄電設備も整備すれば停電対策などが挙げられます。町といたしましてはメガソーラーなどができますと固定資産税なども入ってまいります。10年程度の収益で投資額の回収ができるともいわれておりますが、法定耐用年数の17年、維持管理費、撤去処分費などを踏まえると、しっかりとシミュレーションが必要ではないかと考えております。

デメリットといたしましては、高額な初期投資費用など一般家庭の屋根につけるソーラーパネル同様の設置者としてのデメリットのほか、議員のおっしゃるとおり、土砂災害の助長を含む環境と安全の問題や反射光による景観の悪化など、周囲に及ぼす影響が問題となっており、実際に全国では火災や土砂災害も発生しております。

土砂災害については、斜面設置の太陽光発電施設との因果関係は、必ずしも明確ではないのでありますが、山林や田畑での設置には、水源の涵養機能の低下喪失が大変懸念をされるところでございます。

町内の規制や国の状況であります。当町では独自のガイドラインは設けておりません。しかし、町内での制限としては、他の法令や条例で太陽光発電施設の整備には幾つか規制がなされております。

伊根地区では伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例による規制により、基本的に太陽光パネルは設置できません。その他、森林法、農業振興地域の整備に関する法律などによる開発制限、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律や、地すべり防止法の行為制限などがあります。

この他に、環境アセスメント法に基づく環境影響調査も義務づけられておりますが、これについては100ha規模の大事業でなければ調査義務はありません。

また、環境省では、太陽光発電の環境配慮ガイドラインを令和2年3月に策定しており、小規模な太陽光発電事業を対象として、環境に配慮すべき事項が定められております。このガイドラインでは、盛土や斜面に設置する際の土地の安定性のほか、水の濁りや反射光、景観、施設設置後の維持管理体制や撤去処分、さらには地域とのコミュニケーションなどの考え方が示されております。

議員のおっしゃるガイドラインの必要性で言えば、この環境省の定めるガイドラインがありますので、基本的には町独自に策定する必要はないのかなと考えております。

しかしながら、町内の耕作放棄地は、耕作条件が厳しい傾斜地などが多くございます。山林についても当然同様でございます。そういったところへの安易な太陽光発電施設の設置は、土砂災害等の発生など、環境への影響が危惧されます。このため、京都府下の市町村の一部においても、こういった危険箇所での設置の禁止や届出許可制など条例による規制誘導を行っております。

今後の町の方針でございますが、山林、耕作放棄地などは、あくまでも私有地であり、土地の有効活用などの観点から、どこまで私権に制限をかけるのか、また、脱炭素社会の実現と環境の保全との兼ね合い、これらのバランスを図ることが重要であると考えます。

先ほど、基本的にはガイドラインの策定の必要性はないと申し上げましたが、一定の土地の制限や国のガイドラインを遵守すべき規定を定める必要はあるのではと考えます。私権の制限と環境の保全、この点を十分考慮した条例の制定に向け、既に条例化している他市町村の考えや当町の実情を踏まえ、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

筒川で今現在1か所もう設置された場所、また、筒川で1か所計画段階であるということは知っておるんですけども、土地を買われた人と、設置業者、事業主体がどうも違うみたい。ただ、それがちょっと心配で何かトラブルがあったら農作業のときかにかにトラブルが起きたら困るというのがちょっと心配事でありまして、今後そういったことが起きないことを願うばかりであります。

こういった僕は事業に関して反対するわけではないんですけども、トラブルがないことをお祈りいたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員のご懸念はそのものだと思います。

今後我々もしっかりと目を光らせてまして、住民さんとのトラブルがないように極力努めてまいります。

いろんな情報を現場におられる方が入れていただければ我々は幸いですし、我々もまた、ちょくちょく見にかかせてもらいます。そのときはよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第9号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第9号 令和7年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 私は、令和7年度伊根町一般会計予算案に賛成の立場で議員団を代表し討論に参加をいたします。

さて、本予算は令和6年度対比5億500万円増額、14.3%増の大きな予算となりました。昨年度より増減した主なものは歳入で、国の地方財政計画における交付税増額による地方交付税の4.5%の増、国庫支出金が伊根分校跡地にかかる交付金の増、府支出金が大浦第1岸壁保全工事費による増加、町債についてはその大きな増額は跡地活用事業によるものであり、この分を除外すると、ほぼ例年並みかなと思っております。

歳出については、人件費の6.9%増のほか、補助費等が大幅増額の予算であります。

次に、各事業のその一部について個別に意見を申し上げます。

今年の主要事業であります、伊根分校跡地活用事業でのゴダイドラッグストアの建設については、町民の待ち望んでいた施設でありますので、利用しやすく頼りになる施設運営がなされますよう十分協議を行い運営していただきますようお願いを申し上げます。

社会福祉費では、長寿苑のWi-Fi環境の整備と見守りシステムベッドの導入で、隙間のない介護体制を築いていただくことを期待しております。

商工費では、24年度の観光入込客は40万人を超えることが確実となっているとのことであり、交通渋滞などのオーバーツーリズムの弊害が際立ってきています。これまでから受け入れ体制の整備をされているところですが、今年度は渋滞緩和対策の機関の拡大、日出地区の駐車場整備と業者への貸出しなど、新たな対策を打ち出されました。今後とも弊害対策にさらに住民と一緒に知恵を絞っていただきますよう希望をいたします。

保育所管理運営費では、1歳児、2歳児の保育料を無料にし、保育の完全無償化の実施は大きな英断であり、子育てしやすい伊根町として大きく評価される所でございます。今後とも保育の充実に邁進していただきたいと思っております。

農業振興事業では、農業所得向上と農業構造の改善を図っていただきたく思っております。また、農業再生協議会予算であります、水田活用直接支払交付金の見直しにより、令和4年より5年に一度も水張りできない農地は将来にわたって同交付金の対象外にされることとなった水張り問題、農家の運動で国が水張り要件を撤回をし、これでソバが作れると農家の皆さんの声を聞き、安心したところではありますが、水田活用直接支払交付金単価が今後どうなっていくのかが注目される所でございます。

伊根町としても、農家にマイナスの影響が出ないよう今後とも知恵を出していただきたいと思っております。

昨年より暴騰している米の問題に、ここで触れておきたいと思っております。

米の価格はこの40年、冷夏による大不作の年を除き、毎年下がってきました。一時は40年前の半分の価格となっております。労働者の給与は上がっても物価が高騰しても下がり続けました。この場で恨みつらみをととうと述べるつもりはございませんが、こういう状況の中で稲作農家は減少し続け、獣害被害とも相まって大不作でもないのに今日の米不足に至ったというのがこの問題の原因であります。

伊根町内の学校、保育所各施設の賄材料費の米価も数十年前の価格で据え置きとなっていました。

現在の状況に応じた常識的価格となるよう、農家の生産条件と供給条件とも合わせて学校、保育所との売買協議の場の再設定が、新米が出る9月の時期までには必要であろうかと思っています。

ぜひご検討いただきますことを申し添えておきます。

林業振興有害鳥獣対策では、鹿の被害が広がり、イノシシが再び増加をしています。研究機関と連携をしながら獣害の少ない安心して農業が営める獣害対策、環境づくりを引き続き進めていただきたいと思っています。

また、熊の生息数も確実に増えているものと推測ができます。一部を除き、熊も指定管理鳥獣になりました。これからは個体数調整をすることになりますので、熊におびえながら生活するような事態が起こらないよう対応をお願いしたいと思っています。

教育費では、今年度も従来からの充実した子育て支援を継続されていますことは、伊根で生活をする保護者への大きな応援となり、子供は地域の宝という視点で特別な意義があります。今後とも子育て環境日本一を目指し、伊根町で育った多くの子供たちが伊根に残り、また帰郷して伊根の発展の一翼を担えるような状況になればいいなと思っています。

保護者や教育関係者の意見を十分に取り入れ、さらなる教育環境の充実を目指されることを期待しております。

小さな自治体の良さを生かし、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、町民の暮らしと命を守る立場で一層の御努力をいただくことを期待し、輝かしい未来の実現につながる年になることを切に願い賛成の討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） それでは、ただいま議題となっております令和7年度一般会計予算について、会派を代表して賛成の立場で討論をいたします。

一般会計予算は40億4,400万円の大型予算です。何と言っても目玉は宮津高等学校伊根分校の跡地利用計画です。審議会で町民の声を反映した答申を経て決定されました。人口減少と高齢化の進む当該町で食料品販売を含めたドラッグストアの契約締結と建設の実現に至ったことは、国をはじめ京都府、関係機関、伊根町職員の皆さんの努力のおかげと感謝を申し上げます。

今後は、施設建設が順調に進捗し、円滑な運営と町民生活の環境改善に寄与する施設となることを大いに期待をするものです。

また、予約型乗合交通いねタクの評判も大変よく、伊根町民にとってはなくてはならない交通手段というふうに考え、継続になったことに変心強いものがあります。

第6次伊根町総合計画後期基本計画策定のアンケートによりますと、現在までの伊根町の取組の中で、子育て支援に関する満足度が16.9%、やや満足が32.2%で合計が49.1%という評価があります。一方、伊根町が今後大いに力を入れるべきというアンケートは、子育て支援に大いに力を入れるべきが42.9%、やや力を入れるべきが24.7%で合計が67.6%という高い評価のデータもあります。満足はしているが、さらに子育て支援を求めているという結果になっております。

そのさらに支援を求めることが、今回の町長がおっしゃる全国に先駆け、保育の完全無償化の事業、これが子育て世代の求めていることと重なり、負担軽減となり、満足度が向上するという大いに期待するものです。

また、対策はすれどさらに被害が拡大しております有害鳥獣問題では、行政側も農家や町民にとっても非常に苦慮をしている現実があります。当該町の農家にとっては、耕作意欲の低下に加え、収入の減少を招き、最後には高齢化を背景に離農へと向かっていくのではないかと懸念されます。限られた財源の中ではありまじょうが、問題解決に向かうための施策を期待しております。

令和7年度当初予算は町民の環境改善を最優先した予算と認め、賛成討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） それでは、会派を代表しまして令和7年度伊根町当初予算案について賛成の立場で討論に参加いたします。

本当初予算は、一般会計40億4,400万円、前年度当初予算と比較しますと14.3%の増

額、一般会計と特別会計、企業会計の総額では55億2,844万円となっております。

令和7年度は、事業費4億2,529万円が計上され、伊根分校の跡地活用事業である（仮称）ゴダイドラッグ伊根店の本格的な工事が開始となります。町民の皆さんが待望する令和8年の営業開始に向けた事業進捗を図っていただき、伊根町の玄関口としてふさわしい施設となりますようお願いいたします。

跡地活用は、今後も本町の課題解決に向けた大きな事業となります。住民サービスの向上で暮らす人はもちろんですが、訪れる人も伊根町はええなと感じていただけるまちづくりをお願いいたします。

観光入込客数では、50万人近い観光客が訪れるという観光産業を中心とした経済効果においては大変喜ばしい反面、伊根地区の地元住民からオーバーツーリズム対策への声も増加しております。その渋滞緩和対策として、交通誘導員の配置と臨時駐車場の開設日数を増やし、日出地区の伊根湾めぐり遊覧船乗り場周辺では、近隣の町有地を駐車場として賃貸されます。

今後もあらゆる手段を講じて住民の生活環境の改善を図っていただきますようお願いいたします。

予約型乗合交通いねタクでは、利用者数も順調に推移しており、目標でありました1運行当たり乗車人数も2人を超え、効率のよい運行状況となっております。昨年からは路線バスが減便となり、交通空白地も拡大しております。今後も学校への通学手段、診療所への通院手段、ゴダイドラッグ開店も見据えた町民の移動手段としていねタク運行の在り方、増員、増車運行などの検討も含め、利便性のさらなる向上に向けた運行をお願いいたします。

子育て支援では、これまで他の自治体に比べ前進的に様々な支援策、無償化に取り組んでおります。令和7年度からは、新たに子育て世代の経済的負担を軽減するため、1歳児2歳児の保育料が無償化されることとなります。こういった支援の拡充により、これからも若い世帯が伊根町で子育てをしたいと思う施策の一つになることを期待しております。

また、そういった受け入れとして保育施設の充実や住居の確保も合わせて子育て環境の充実をお願いいたします。

漁港管理事業では、伊根漁港大浦第1岸壁の機能保全工事の増額による事業の進捗が図られます。伊根漁港でも重要な岸壁であり、地元漁業者への負担と影響があるため、今後も早期完成に向けた事業の継続をお願いいたします。

災害対策事業では、地上通信網が途絶えたときの通信手段である次世代の地域衛星通信ネットワークの整備と、全国瞬時警報システムの整備を行い、また、消防設備管理事業では消防車両更新計画に基づき、本年度も消防車両が更新されます。

本町は半島地域の先端に位置しているため、半島地域における防災対策の推進と、今後も住民が安心・安全に暮らせる防災力の強化を図っていただきますようお願いいたします。

本当初予算は、限られた財源から必要な事業の検討と財源配分がなされ、地域要望や町民の声が反映された予算であると思っております。また、着実に「ええまち伊根町」になっていると感じております。

本年度も各事業によって町民の暮らしを支え、安全で安心して暮らせるまちづくりになることを期待しております。小さな町だからこそできるよさを生かし、町民一人一人が誇りを持って輝く住みよい「ええまち」の実現に向けた行政運営をお願いいたしまして私の賛成討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） 他に討論ありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和7年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第10号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第10号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第11号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第11号 令和7年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和7年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第12号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第12号 令和7年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和7年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第13号

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、議案第13号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第14号

○議長（佐戸仁志君） 日程第8、議案第14号 令和7年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和7年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第15号

○議長（佐戸仁志君） 日程第9、議案第15号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第16号

○議長（佐戸仁志君） 日程第10、議案第16号 令和7年度伊根町下水道事業会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和7年度伊根町下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案

は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 行政報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第11、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました、第3期伊根町子ども・子育て支援事業計画については、お手元に配付のとおりであります。

これで行政報告を終わります。

◎ 日程第12 発議第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第12、発議第1号 伊根町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。本案につきましては調整済みであり、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから発議第1号 伊根町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議員派遣

○議長（佐戸仁志君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第14 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第14、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年度第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

上程されました令和7年度当初予算をはじめとした全ての案件について、慎重審議の上、ご可決をいただき、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には、議会運営に格別なご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

いよいよ来月からは令和7年度がスタートいたします。理事者をはじめ幹部職員の皆様におかれましてはご自愛いただき、積極的な町政運営に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。閉会

の挨拶とさせていただきます。
皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 10時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員